

令和 4 年 6 月 10 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01405

研究課題名(和文) 子ども養育紛争における当事者支援システムの再構築に関する研究

研究課題名(英文) The Study on the Reconstruction of Parent and Child Support System in Child Custody and Child Support Disputes

研究代表者

棚村 政行 (TANAMURA, Masayuki)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：40171821

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、父母の別居や離婚に際しての子の監護・面会交流・養育費等の子ども養育紛争が増加する中で、自治体、裁判所、弁護士会、民間支援団体などの司法、行政、民間の関係機関における当事者支援のための役割分担や連携の在り方を実証的に検討することで、当事者支援システムの再構築を目指すものである。当事者に対する相談支援体制、機関連携の仕組みやモデルを提案することで、子どもの養育紛争を減らし、合意形成・合意実現の促進に向けたChildren Firstに資する具体的提言を行う。本研究は、法務省法制審議会家族法制部会での子の養育の在り方をめぐる法整備や支援制度の充実のための審議の基礎資料となりうるものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

子どもの養育紛争が激化し変容する中で、子どもの養育に関する法整備と当事者支援システムの再構築を図るために、本研究では、既存の当事者支援システムの実情と課題、とくに基礎自治体における当事者支援の活性化、家庭裁判所、弁護士会との連携の在り方などの具体的な提言により、法整備だけでなく基礎自治体を基点にした支援が重要であり、セットで考えるべきことも明らかになった。これにより、法務省は、厚労省、内閣府、最高裁判所などの関係機関との実務者レベルのタスクフォースを立ち上げ、自治体の支援のモデル事業を実施するとともに、本研究での具体的提言につき、法制審議会家族法制部会での民法等の法改正の審議の参考にしている。

研究成果の概要(英文)： The aim of this Research is to rebuild the party support system of resolving child custody, parenting and child support disputes by empirically examining the division of roles and cooperation with the relationship between the government, local governments, family courts, bar associations and private support groups etc. By proposing a reform on consultation support system, family court system, private sectors support system for the parties concerned, a mechanism and model for institutional cooperation, we will make concrete child-focused proposals that contribute to reduce child custody and child support disputes and promote arrangements of child custody and child support on divorce and enforcement and realization of child custody and child support arrangements after divorce.

研究分野：民法

キーワード：子の養育 親権 監護 面会交流 養育費 共同養育 面会交流支援 当事者支援

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 全国の家庭裁判所で新たに受付けた家事事件数は、2017年には105万件を突破しており、毎年、記録を更新していた。家事事件は、継続的で複雑な人間関係が絡んでいるために、当事者だけでは冷静かつ客観的に対処することが困難である。また、トラブルが長期化し、その過程で当事者及び家族がお互いに傷け合うことも少なくない。そのために、家事紛争では、その実効的な解決を図るためには、様々な困難に直面する当事者への法的支援だけでなく、心理・経済・社会面での多面的かつ総合的な支援が必要である。とくに、離婚や別居に伴う面会交流や養育費などの子の監護事件は、2017年には4万4439件となり、ここ10年で1.5倍近くも増え続け、解決の長期化、困難化も着実に進んでいた。

(2) 兵庫県明石市では、2014年4月から、離婚前の親権者、面会交流、養育費等の子ども養育に関する相談体制の充実、参考書式の配布、子ども養育に関する関係機関の連絡協議会が立ち上げられるなど画期的なモデル事業を開始するにいたった。2016年10月から、明石市では市が面会交流支援を開始し、2017年8月には、親教育プログラムの試行、2018年9月には、養育費の立替払い制度の試行的プロジェクトもはじまっていた。しかしながら、このような取組みも、未だに大半の自治体にそれほど大きな影響を与えず、大きな広がりを見せていなかった。そこで、本研究では、急激に増加している面会交流や養育費をめぐる子ども養育紛争を中心に、既存の司法・行政・民間の当事者支援の実情と問題点、関係機関の連携の在り方を見直すことで、子の監護養育をめぐる紛争における実効的な当事者支援システムの再構築を目指す。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究は、養育支援制度研究会、家族と法研究会などの研究代表者が中心となって進めてきたこれまでの共同研究の成果を踏まえて、子の養育をめぐる法整備、社会的支援の充実、関係機関の連携とネットワーク形成、具体的な政策形成を総合的に推進するための『子ども養育支援基本法(仮称)』の制定とその実現のための理論的実務的政策的枠組みを具体的に提案するとともに、面会交流、養育費などの子ども養育に関する当事者支援システムの再構築を目的とする挑戦的な研究である。

(2) また、本研究では、増加の一途を辿る離婚や別居に伴う子の監護養育をめぐる紛争についての自治体や弁護士会等における相談体制の充実、家庭裁判所における面会交流や養育費等の子の監護紛争についての調停・審判での当事者への支援、子の監護をめぐる合意・決定の実現支援など、当事者支援の取組みについて実態を調査するとともに、アメリカ、オーストラリア、カナダ、韓国、香港、台湾などの諸外国での子の監護紛争をめぐる司法・行政・民間機関の当事者支援の在り方についての比較法的な研究を行い、これらを参考に、既存の当事者支援システムの問題点を網羅的に洗い出し、適切かつ有効な日本型の面会交流や養育費などの子ども養育紛争の当事者支援システムの再構築のための具体的な提言につなげることを目的とする。

## 3. 研究の方法

(1) そのための研究方法として、まず、全国に先駆けてモデル事業を開始した兵庫県明石市での取組みについてヒヤリング調査をするとともに、明石市子ども養育支援ネットワークの取組み、その効果や工夫について明らかにする。また、東京23区など身近な自治体の当事者支援の取組みと課題についても詳しく分析検討する。とくに、本研究は、基礎自治体による子ども養育支援に関する先進的取組みにつき、その効果測定や支援体制・支援内容・支援条件等についての詳細な分析を通じて、他の自治体への普及伝播や効果的な取組み促進のための提言をする。

(2) 次に、東京家庭裁判所、大阪家庭裁判所、横浜家庭裁判所など、家庭裁判所での親ガイダンスなどの当事者支援の取組みを調査研究する。そして、裁判所での親ガイダンスとの比較において、「離婚前後の親支援講座」などの自治体での「親ガイダンス」の有効性と課題についても明らかにする。また、子の監護をめぐる紛争における海外での先進的な当事者支援ネットワーク形成のあり方を学ぶことで、家庭裁判所を基点とした当事者支援ネットワークについて有益な示唆を得ることとする。

(3) 最後に、民間機関と裁判所・行政との機関連携や当事者支援ネットワークに関する調査研究を行う。これまでの共同調査研究の成果や蓄積に基づき、面会交流や養育費を中心とする当事者支援の在り方を見直し、関係機関の連携を強化するための具体的な法整備、社会的支援の充実に向けた積極的な政策提言を試みる。そのために、法務省、厚労省、内閣府などの関係省庁、最高裁、日弁連など連携をしながら、「子ども基本法」の制定や子ども養育に関する当事者支援ネットワーク再構築に向けた具体的な戦略的提言を行う。

## 4. 研究成果

(1) 兵庫県明石市では、すでに述べたように、2014年4月から、離婚前の親権者、面会交流、養育費等の子ども養育に関する相談体制の充実、参考書式の配布、子ども養育に関する関係機関の連絡協議会が立ち上げられるなど「子ども養育支援モデル事業」を開始している。明石市子ども養育支援ネットワーク連絡会議は、2021年3月まで11回開催され、子ども養育に関する意見交換の場となっている。2016年8月からは、離婚後のひとり親を対象にした子育てガイダンスや子どもの気持ちや親の心のケアガイダンスを行い、2016年10月から、

明石市では市が面会交流の場所と市職員による仲介などの面会交流支援を開始した。面会交流支援の実績としては、5年間（2016年10月～2021年12月）に、43人の子ども（27家族）を支援し、コーディネートを合計283回行った。2018年9月には、明石市と民間保証会社が連携して、初回年間保証料（月額養育費・上限5万円）を支援する養育費保証制度の試行的プロジェクトも開始した。2021年12月時点で、申し込み件数18件、うち保証料支援が14件であった。明石市では、2020年7月から、養育費の公的立替払いとして、不払いの場合の市による1か月分（一人当たり上限5万円）を立替・督促・回収する「子ども養育費緊急支援事業」を実施した。2021年3月までの実績として、申し込み23件（子ども32人）で、うち立替え15件（うち7件支払済み）、立替前支払い3件であり、市による立替は安全・安心が確保され、子どもの手元に確実に養育費が届き、市が関わることで約半数の義務者からの支払いがあつてとても効果的であった。

(2)大阪家庭裁判所では、2014年1月から、子をめぐる紛争の増加に伴い、未成年の子がいる夫婦関係調整事件での「親ガイダンス」を開始した。この取り組みは、親の離婚や別居による子どもへの影響、子どもの成長・発達と課題、子どもの気持ちや複雑な心理、面会交流や養育費の意義、円満な合意や合意の実現のための留意点など、男女別に20人ずつの約90分での集団型ガイダンスを週1回開催している。受講者へのアンケート調査の結果では「参考になった」「まあ参考になった」を併せると9割が肯定的な回答をした。2017年4月からは、名古屋家庭裁判所でも「お子さんに配慮した話し合いに向けて」という集団講習がはじまり、2017年8月からは横浜家庭裁判所、2018年10月からは東京家庭裁判所でも「親ガイダンス」がはじめられ、その後も、旭川家庭裁判所、盛岡家庭裁判所、京都家庭裁判所、福岡家庭裁判所など全国各地の家庭裁判所に広がりつつある。東京家庭裁判所では、調停の待ち時間を利用して、親ガイダンスDVDを視聴してもらい、視聴後は当事者の感想を聴取し、子の状況チェック票を調停委員が聞き取って作成する。2021年3月からは、親ガイダンスDVDの上映回数が増えるとともに、初回調停期日前に当事者自身で裁判所のウェブサイト上で動画配信される「ウェブ視聴親ガイダンス」が開始されることになった。家庭裁判所での「親ガイダンス」は、大別すると「集団ガイダンス」「対面集合型」「個別ガイダンス」「個別型」「DVD視聴型」「ウェブサイト視聴型」「オンデマンド型」に分かれているが、複数の併用型が多くなってきた。親ガイダンスのメリットとしては、紛争や葛藤のエスカレートや対立を軽減することができ、父母双方に子の福祉や子の利益のための話し合いによる解決の重要性、父母の対立の子への影響などについての知識・情報提供による意識改革、自覚を促すなどの効果も期待できる。他方、デメリットとして、せっかくの調停の話し合いの時間がDVDの視聴や感想の聞き取りにとられてしまったこと、DVや暴力があるケース、自分たちのケースと大きく異なるケースで参考にならなかったとか、理想的な話が多くもっとリアルな高いレベルの話にしてほしいなどの声もあった。

(3)当事者支援では、オンライン家事調停化がある。たとえば、2021年12月から、東京、大阪、名古屋、福岡の4家裁で、オンライン家事調停が試行的に開始された。家庭裁判所で、調停委員と相手方が出頭している中で、申立人は代理人の事務所や自宅で調停に参加できるようになる。家事調停のオンライン化で、仕事や育児で時間のないひとり親や遠隔地に住む人が対応しやすくなり、DV・暴力などで不安のある当事者も安心して参加できる。他方で、非公開であるため、部外者がいないか、本人確認をどうするか、対面同様にじっくり話ができるか、通信障害などへの対応など課題も少なくない。また、面会交流事件の処理に関して、家庭裁判所実務で、無理やりに葛藤の高い父母間やDVの疑われる事案での面会交流を強いているのではないかという批判や問題点の指摘がかなり出されていた。そこで、2019年に、東京家庭裁判所では、「新しい面会交流調停運営モデル」が策定され実施されている。すなわち、面会交流調停においては、同居親及び別居親のいずれの側にも偏ることなく、ニュートラル・フラットな立場で、ひたすら子の利益を最優先に考慮する立場である。面会交流調停においては、主張・背景事情の把握、課題の把握・当事者との共有、課題の解決に向けた働きかけ・調整、働きかけ・調整の結果の分析・評価等の各段階を経ながら、必要に応じて各段階を繰り返す丁寧な手法が求められるとする。そして、この主張・背景事情の把握では、「課題の把握シート」を活用しながら、「基本となる6つのカテゴリー」である「安全」「子の状況」「親の状況」「親子関係」「親同士の関係」「環境」を中心に丁寧な聴取を繰り返す行いとする。

(4)厚労省の自治体によるひとり親家庭の自立支援策の実施状況を見ると、養育費等支援事業は47都道府県の全てを含む123自治体が実施しており、養育費専門相談員や弁護士による相談体制が比較的充実していた。しかし、事前相談、面会交流の円滑な実施のための面会交流支援員を配置するなどの面会交流支援事業となると、都道府県は東京都、静岡県、大分県など5自治体を含む15自治体しかなかった。さらに離婚前の父母等に対して、離婚や別居が子に与える影響、面会交流や養育費の意義や取り決め方法、離婚後の生活支援などの情報提供を行う「親支援講座」等の開設については、東京都、広島県、鳥取県、静岡県などの5自治体を含む31自治体にとどまっている。東京都、広島県などでは、離婚前後の父母等を対象に、離婚や別居が子どもに与える影響や養育費、面会交流などの取り決めの重要性に関する小冊子を作成するとか、当事者によるグループ討議や意見交換の場を設けて、集団型の「親支援講座」を実施したり、ひとり親向けの支援施策や相談窓口等の情報提供をし、面会交流や養育費の取決めへの専門相談につなげるような試みがなされている。

(5)諸外国での取り組みー(a)アメリカ合衆国・カリフォルニア州ロサンゼルス郡での取り組みについては、司法・行政・民間の緊密な連携とネットワークによる当事者支援モデルが形成されている点が特色である。カリフォルニア州でも、子どもの問題についての合意形成支援としての調停が重視されていた。調停は、父母が養育計画について話し合いをすることを目的としており、当事者は予約をして、原則として、2時間程度1回で終了し、ひとりのメディエーターが父母の同席で調停期日を運営する。子の監護・面会交流などの養育計画作成に向けた教育的な働きかけの場でもある。親教育プログラムでは、外部委託が進み、裁判所公認の民間の親ガイダンスを受講し、簡単なテストを受けて受講証明書を提出すると、メディエーションや裁判に進めることになっている。2021年には、子の監護や面会交流の決定に際して、子の意向を尊重するとともに、調査官や子のカウンセラーなどが裁判官に子の意向について報告できるとする改正が行われた。また、アメリカでは、子の養育費の徴収をめぐることは、連邦政府の保健・対人サービス省に、児童扶養料(養育費)履行確保庁があり、また、カリフォルニア州にもあって重層的で網の目のような縦横の関係での役割分担と連携をしている。

(b)オーストラリアでの取り組みー2006年の家族法改正(共同親責任)法(Family Law Amendment(Shared Parental Responsibility)Act)が成立してから、子ども養育に関する強制メディエーション、調停前置主義の採用と合意形成重視の傾向が顕著となった。2006年に、家族関係支援センター(Family Relationship Centres:FRC)が開設され、オーストラリア全土で65か所ある。FRCは、家族関係や子どもに関するカウンセリング、家事紛争解決手続と家事調停、多言語での情報提供や地域の専門機関の紹介、家族法専門家、カウンセラー、コミュニティサービス、法律扶助制度などの紹介、養育費や社会保障給付など、子どもの問題についてのたらい回しをしないワンストップサービス化を狙う。オーストラリアでの養育費制度や養育費政策では、行政による強力な養育費確保制度が特色と言える。オーストラリアでは、2008年から、父母の所得比を用いる「所得シェア」方式に改められた。養育費の徴収については、当事者自らの私的徴収とCSによる徴収が選べて、行政による強力な徴収制度が存在していた。2011年家族法改正(家庭内暴力その他の措置)法では、共同養育の原則を維持しながら、父母双方との有意義な関係の維持と子の保護が対立するときは、子の保護が優先することを明記した。2020年から、コロナの感染拡大に伴い、機関連携とコロナへの特別対応が強化された。

(c)カナダでの取り組みーカナダでは、2019年に離婚法関連法の改正があったが、新型コロナウイルスの感染拡大もあり、2021年から施行された。連邦家族法の改正は20年ぶりであり、今回の法改正の目的は、子の最善の利益の促進、家庭内暴力への配慮、子の貧困の減少、家庭裁判所手続の利便性の向上と紛争解決の実効性の確保であった。すなわち、1つは、子の最善の利益の考慮事項の明確化で、子の意思の尊重、子の文化的背景やルーツの配慮、祖父母等の子との実質的な関係の重視などが加えられた。また、子に焦点化された用語の変更で、たとえば、「監護決定(custody order)や面会交流決定(access order)」から「養育決定(parenting orders)」に変わり、「監護(custody)」も「意思決定責任(decision-making responsibility)」へ、「面会交流(access)」も「親子の時間(parenting time)」へと改正した。3つ目のDVへの配慮では、DVの定義を詳密化し、他の家族の安全を脅かすことや子の面前DVも含めるとともに、交流や親子の時間などを命じるときに、裁判所はDV差し止め命令を考慮しなければならないとした。4つ目には、子の貧困防止と裁判所の利用促進のために、養育費の決定に際して税務情報など個人情報を取得できるようにし、裁判費用の免除等も定めた。また、養育費確保のための行政サービスの迅速化、効率化、ADRの利用、地域のバラツキの解消等を図ることにした。親教育プログラムでは、オンライン化が進められ、2021年5月からはオンライン受講と修了証を得て、調停や裁判手続に進むことになった。

(d)韓国での取り組みー韓国では、協議離婚制度を改革することで、司法を基点とした当事者支援の取り組みが展開している。韓国での2007年の民法の協議離婚制度の改正により、未成年の子がある夫婦は3か月の熟慮期間を経なければ家庭法院に離婚意思確認の手続をとることができず、その際に子の養育・親権者・面会交流・養育費について協議書がないと離婚できないことになった。韓国では、2014年11月に、ソウル家庭法院内に、面会交流センターが開設された。別居親が面会交流委員の援助や指導を受けながら、センター施設内で子と会う面会交流支援サービス、面会交流センターで子の引き渡しをする。ソウル在住の13歳未満の子が対象となり、離婚後の父母で事前の合意が必要とされる。2015年3月に、養育費履行確保及び支援に関する法律により、女性家族部に「養育費履行審議委員会」が設置され、そして、韓国健康家庭振興院(健康家庭基本法にもとづいて設立)内に、「養育費履行管理院」が設置された。業務は、養育費の関する相談、養育費の請求及び履行確保などのための法律の支援、一時的な養育費の緊急支援、養育費債権の取立ての支援、養育費の権利者への移転、不履行者に対する制裁措置、実効性確保のための制度研究、教育と広報その他である。2021年から、不履行者への出国停止、運転免許証の停止、DV被害者の情報の保護等の措置が加えられた。

(e)香港・台湾での取り組みー香港でも、2005年に香港の法律改正委員会が提出していた未成年

年後見条例(GMO)を、イギリスの1989年児童法にならって法改正する提案が2015年11月に成立し、同法は親の権利ではなく、子どもの権利とこれに対する親責任であることを明確にした。2009年には、香港の家庭裁判所でも、子どもの紛争解決手続(CDR)が導入され、子どもの監護や面会交流については、子どもの代理人や子どもの意向を重視する子ども中心の問題解決・合意形成が行われるようになった。また、香港では、2016年に、2007年ハーグ国際私法会議の扶養料回収条約の加盟に伴い電子養育費(i Support)が設立された。2019年には、5つの専門共同養育支援センターが設立され、離婚後の父母や子へのワンストップサービスが実施されている。

台湾では、1996年に、民法改正で、離婚の際に未成年の子に対する権利義務の行使につき、協議により共同で行えるとする共同親権を可能にした(民法1055条)。しかし、実務では、協議が調わないときは、裁判所が職権で定められるかどうかで争いがあり、裁判実務では、フレンドリー・ペアレントルール、子の意思や継続性原則などを考慮して、重要事項は共同決定、その他は単独決定などとして、親権の共同化を認めている。面会交流についても明文の規定をおき、子の利益を害する場合に変更が認められるとする(民法1055条5項)。台湾でも、DVの主張があるときは、「監視付面会交流」「段階的面会交流」が認められ、DVに対応できる面会交流支援センターがある。2014年に家事サービスセンターが新設され、親権・監護の調査、面会交流の支援・監督、親教育、心理カウンセリング、法律扶助などの業務を行っている。離婚の際に、離婚や別居による子への影響、子の年齢・発達の状況と子育て、面会交流、養育費などの意義や取り決めなどの6時間の親教育の受講を義務化する法案も提出されたが、DV被害者が離婚しにくくなるとの反対があり、成立しなかった。しかし、台湾では、離婚後の父母の養育のための機関連携や当事者支援などの一環として、親教育の重要性が増々認識されている。

(6) 法務省による養育費自治体支援モデル事業—2021年8月から、法務省は、兵庫県宝塚市、山口県宇部市、千葉県東金市、三重県伊賀市、熊本県人吉市との関係で、養育費不払い問題解消のための法的支援策及び紛争解決支援策の在り方を分析検討するための調査研究事業を実施し、2022年3月に報告書をまとめた。モデル事業を行った5つの自治体では、ひとり親支援や無料法律相談などの既存の取り組みのほかに、新たな事業として、自治体内での戸籍・ひとり親支援等の関係部署の連携やプッシュ型支援、弁護士によるオンライン法律相談、家庭裁判所によるオンライン手続案内、養育費に係る公正証書作成費の補助や調停申立てに係る各種手数料等の助成、NPO法人、市の相談員等を利用した家庭裁判所への付添い支援に係る費用の補助の各取り組みが実施された。とくに、弁護士によるオンライン法律相談については、母子・父子自立支援相談員との事前相談を経て、弁護士との日程調整後、市役所内から相談員同席のもとでオンライン相談が実施された。また、宝塚市では、家庭裁判所によるオンライン手続案内は、家庭裁判所と市が連携する初めての試みであり、相談や質問内容を適切に把握し、効果的な手続案内に繋げられるよう、母子・父子自立支援相談員との事前相談を経て、裁判所との日程調整後、相談員同席のもとで手続案内が実施された。山口県宇部市では、司法書士会との連携で、養育費相談の6件のうち、強制執行の書類作成が4件行われた。

(7) 具体的な提言と立法への示唆 子ども養育紛争が激化し変容する中で、子どもの養育に関する法整備と当事者支援システムの再構築を図るために以下の点を指摘することができる。第1に、私たちは制度の成り立ちや沿革、歴史からどのように変化や制度が生まれてきたかを振り返ることの重要性を認識することができた。また、第2に、少子高齢化、非婚化、格差の拡大、貧困化、家族の多様化、グローバル化など社会や家族をめぐる環境の大きな変化を踏まえて、これまでの親権・監護制度やその法的ルールが、紛争予防や解決に役立たなくなりつつあり、ミスマッチを起こしている。そうだとしたら、紛争の予防や紛争の解決のためにどのような視点から見直しや再検討が必要とされているかを慎重に検討しなければならない。第3に、私たちは、この見直しや改正をした場合に親権・監護制度だけでなく、婚姻制度・離婚制度や関連する家族法の諸制度・諸規定にどのような影響をもたらすか、その波及効果についても併せて検討する必要がある。第4に、親権をめぐる法整備だけでなく、支援が重要であり、セットで考えるべきことも明らかになった。しかし、その際には、住民に身近な自治体の役割が重要であることは言うまでもない。明石市での全国に先駆けた自治体でのこども養育支援モデル、関係機関の連携モデルなどの先進的な自治体の取り組みには、本来、国や行政、広域自治体で取り組むべき制度や問題提起が含まれている。是非、親権制度が子どもの権利や子どもの利益を守り実現するための理論的実務的諸課題に応え、かつ有効に諸制度が作動すべく、親権制度だけでなく、家族を支える法制度の大胆な見直しのきっかけになってくれればと期待する。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計17件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 棚村政行	4. 巻 73
2. 論文標題 不払い養育費の解決に向けた課題と展望	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律のひろば	6. 最初と最後の頁 9-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棚村政行ほか	4. 巻 28
2. 論文標題 座談会 養育費と履行の確保	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 4-31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棚村政行	4. 巻 341
2. 論文標題 アメリカにおけるオンライン面会交流の実情と課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ケース研究	6. 最初と最後の頁 52-89
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棚村政行	4. 巻 31
2. 論文標題 子の養育の在り方に関する実証的な調査アンケートの概要	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 149-152
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棚村政行	4. 巻 27
2. 論文標題 子どもの貧困と家族への支援	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 子どもの心とからだ	6. 最初と最後の頁 422-425
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棚村政行	4. 巻 193
2. 論文標題 子ども養育支援基本法の制定を目指して	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法の支配	6. 最初と最後の頁 79-97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棚村政行	4. 巻 20
2. 論文標題 ハーグ子奪取条約の運用状況と今後の課題 研究者の立場から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 25-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棚村政行	4. 巻 37
2. 論文標題 子どもの貧困と家族への支援	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 社会医学研究	6. 最初と最後の頁 71-79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棚村政行	4. 巻 570
2. 論文標題 特別養子制度に関する民法等の改正	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 月報司法書士	6. 最初と最後の頁 11-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棚村政行	4. 巻 19
2. 論文標題 家事事件における法律と制度	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 公認臨床心理師の基礎と実践19司法・犯罪心理学	6. 最初と最後の頁 163-177
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棚村政行	4. 巻 1
2. 論文標題 家族法とジェンダー	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 尊厳ある社会の実現に向けた法の貢献	6. 最初と最後の頁 523-550
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棚村政行	4. 巻 1
2. 論文標題 離婚と子どもをめぐる議論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 離婚と面会交流	6. 最初と最後の頁 3-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 棚村政行	4. 巻 31
2. 論文標題 子の養育の在り方に関する実証的調査アンケートの概要	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 149-152
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棚村政行	4. 巻 家族法
2. 論文標題 祖父母等第三者に対する監護者指定・面会交流	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例秘書ジャーナル民事編	6. 最初と最後の頁 1-10
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棚村政行	4. 巻 34
2. 論文標題 協議離婚制度に関する調査結果の概要とその法的分析	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 4-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棚村政行	4. 巻 37
2. 論文標題 養育費の合意形成と履行確保の促進策ー比較法的視点と養育費政策	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 家族 社会と法	6. 最初と最後の頁 83-96
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 棚村政行	4. 巻 133
2. 論文標題 面会交流の実情と調整のポイント	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 霞門だより	6. 最初と最後の頁 2-4
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 棚村政行
2. 発表標題 養育費の合意形成と履行確保策ー比較法的視点と養育費政策
3. 学会等名 日本家族 社会と法 学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 棚村政行
2. 発表標題 子どもの貧困と家族への支援
3. 学会等名 日本社会医学会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 棚村政行	4. 発行年 2020年
2. 出版社 金剛出版	5. 総ページ数 3-29
3. 書名 離婚と面会交流	

1. 著者名 棚村政行	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 59-90
3. 書名 現代家族法講座第1巻個人、国家と家族	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------